

政令第四十一号

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十九年三月二十四日とする。